

2020年4月24日

2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広 報 部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、3月19日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しましたが、経済産業省からの要請等を踏まえ、支払い猶予期間の延長ならびに対象月の拡大を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、4月21日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200319-01.pdf>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容（太字追加事項）

(1) お客さまへの対応

- ①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）
 - ・ 2月^{*3}、3月、4月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を **2か月間延長（従来1か月間延長）**
 - ・ **5月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を2か月間延長**
- ②電気料金
 - ・ 2月^{*3}、3月、4月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を **2か月間延長（従来1か月間延長）**
 - ・ **5月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を2か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に「2か月間延長」に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・ 2月^{*3}、3月、4月検針分の託送供給料金の支払期限を **2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **5月検針分の託送供給料金の支払期限を2か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者におかれては、自動的に「2か月間延長」に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、WEBまたは当社お客さまセンターまでご連絡ください。

■WEB受付

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivr.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

■東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）

03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00

日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。